池乃藻屑

六

○池乃藤屑巻第十一

○後柏原院

百五代の帝を御諱勝仁とまゐる先帝乃
一の皇子ゐて法母も今を雅居るハ後土院号
ありて蒼玉門院とぞ申へ侍り明應九年十月
廿五日法業三十七まゐ法位に即ちまゐる神靈
もとゞ後しをなへて小法所に移らせかゝしまゐ是を
日御を小の對乃屋に其間せ給ひしあそかし坊
城の大殿秀の法女はやうより女御ゐて出ゐるひ
なひしかバいけしかと皇子も生れなへり又新典侍
とて雅行の大納言の御女も皇子うゐなりゐ

九曜文庫
新潟庫

いとゞ覚へてこそなりおはします。古へ勅ありて妙法
念仏行はれし供養の日、結縁なるぜんじなる結縁
ありてつらつらおもひ寄りしもなかなかおぼつかなく
ぬるよとおぼひて

あまき人を佛の法名にかへて入なるべく ふかきの法よ
佛しまうしき上も はなとて申あらはむ法名を上に
おきて よませのかたく

春のもことはりの思ひも何なしそこの一音を
ほそ志らん
もしくは世の法にかゝる月の光しげき光を
おもひやるなき

明ぬ秋の夜の月にあかぬかな 去年見し月の
今のおもかげ

身をしあらば有つての秋の涙かはいかにやとまん
袖のつゆかな

玉のうてな蓮の上に住つゝとこよの秋の
月も見るらん

ぬるよまこと君なき秋の月もうらさびしの世の中を
世にあるもや 後徳大寺法皇返しつゝのたまひ
ありつゝとせしかど 君をまほりもやま 法ら
かゝる生年余り植を行ひありきつゝ なかつ里
相聞院にありて 西の空の台を仰ぎつゝ静にならん

よませ給ふ所大納言長月（サカヅキ）古五日泉涌寺に參るとて
法とめて急き、鶴なひたる程、雪後の事しきを
何となく物哀なりけれど、先帝の法代にて今日は
必ず御忌とて、召れ付りしを思ひ出て
朝晋ふいてき立ちも者し世のつかゆるとなと
云ましかハ法華を拝ミ給ふとて
津礼なくも拝ゆりせる家神を思ひ出る所道の
事ハ古ほ拝ミ拝ミれより、盤ノ丹院に詣ゆへ法
行念佛の日中の程なりけり、驅少所に出しまるが
去年までは祢もご祢ず御しひし僧の今年は
なくなりぬる事を思ひ出ゆひて

なき諸の三年や千年ゆるまの門ゆるつる乃
あらはれぬる先帝の法新おうこ なりゆるに四十
八願ず思ひ召なりしくにる法齢乃程を思ひなるに
もあられずもかしこくもおぼくなく是
程し金花の姿をおとろへぬよハひも見るを
家をかゝしき其日しも大納言の局をとしの世諸
達あまた參りなへりしに御きにて伴ひなり角
まふとて道の方とゆく
殊し蓋て花と思ひ出ん惠ミ給ふ誰かハもれん
誰もなりけし年替りて永正乃としのにあらん
今年をなりたひも新なくて蒼生（アフヒトグサ）の家居を

美作の比山のあまたあまた枝きりと奏しけれは関東
に武家にも少しも驚かす又の年の三月に
義時を御誅罰に論て神の御咎をおそれあへる
むかり指物ともつくろひて又神慮をもかけてさせ
たり七日まて御籠りおはしまし卯月まて御籠の
前輔乃おとゝ右大臣より是を政平の大臣乃
御子なる西岩を一條の入道おなしき御内乃御女に
いましけれとも多良乃大臣の御娘をまうし関白の公家
乃男君の大納言を内の大臣に成まいらす御女を伏
見殿の中務の君の御息所とせしを後を
御子達あまるほとも多くの侍従大納言なと御沙汰

よの御末にや是は君達あまたおはします中にも
公経とて西園寺元長の御婿にいますかりき又公順
とて禅師の君はあり御女一所を九條の関白大臣
乃上にておはしましき籬なくおはす今一
所を正親町乃実流の少将にて公叙の宰
なん御人々の母君を坊城の七條秀の御女にて内の
世話乃御めのとかゝる也ぞ何方にも御きこえ及び
すゐみて内々も一しほもてなし奉られたりける砥柱
室町のたかにしてを後道ある政道失はれたる
まるきしめきたる政道を子のなかにいれたすき
とのさまにて九條の関白殿乃君達を一所や

なりて淀之などゆへしかどやむるなき法身乃
武士にあらせのひて淀などなりてきくんぐるし
ぎ明るる所る乱世の中に失させなへるいとくはおし
き法とくせに付り又の年前の将軍は義興かし
づき世へて国々の兵を帥(ヒキイ)つ都に上りたり今乃
義淀は近江の方に志ぞきのしは六月には義植内に
乗りなへて再び将軍にあされき義興は此度の
賞に三位して武家の後見にぞ定まり侍る内に
義植の勢ひ猛なりしかど所にに治まりて都の共
も其なりと思しけるつ法元とりことに
治めしる時世は文年和しくも弓に勿けきを

お明しんになど信しきしかど忍びの外に輝なる
事なく法んづらしの云ふ今年も営ぬ次の事は
春日の宮造しきて神遷しなどに義人なる者
を勅使にてつかはさせなるに右近もあまた詣なる
此折侍従大納言
春日山元より長宗にあらしき年詣元なる
宮侍りかや又内の上
法源連風なるき代かけて元の業の道は絶えぬ
手向なるべしん永正も八年なりし長徳大なる官
は世を背きなへりおとじよりはおほきおとじなり
しに云明のへしまりて輝に籠りなるべし七十年

三ばかりたらぬ程とぞ申へし法子も公風とぞいま
ぞかり希り法師あれも二三人おもしき所ハ国ハ前の
将軍なりし義児も失なへ里小の方は永俊の御女
まゝむかしの義政の小の方乱と何はそうなりいと
しうんなりけまゝと思りなへるも長なるに法子も
二所やおハしきん後見申ゆるものもなくいとおしきに御
らへなひしを後年ぞ今の将軍角川孫とりて子年
なしなひしかハ又栄くなへり永正もいとくく十年に
移りぬ去年の冬異国もかゝりなひて近衛殿成
なるが又鷹司殿に譲りて尚通の大臣は右政大臣と
申き一条の冬良の大臣もむかしの成立へ土佐より

上りなひし房通は大将なとにて御ゆひなる三条
乃実香の大臣右にあかりなへ法整りは西親町
の実宣なりなひしもやうく二条の中房の大将は
譲りなる所大将の上は九条の尚經の大臣の法女
まゝ桂通乃乱と何はしの妹ぞかし末には若逸も
出おはしなるとや十三年と申し卯月に九条の政基
乃大臣隠きなひぬことなり乃法鈴にて法子も御
子の殿原をきしやむるなくてゐなへ御あかぬる
なくてよこぢもやをくやと世の人いとしきにいひあ
御り御ことや侍従大納言と申しも内大臣は
なりなひぬ政為の中納言は二の年は掲ヶ乃

國、細川乃所といつる所におはしきり、そのこゝ田ゐる
も夏年に失なへるとて墓所も付りけれど、詣ひて
うかりつる孫生の所を慕ひ来ぬ、こけの下にも
歌や詠ぬん、又都にかゝらひし人のつきなくりて
ありと聞なひて、つゝもしきる文のおくに
今そしる所山ゐるにめくり逢て世この契りの
浦のしぬとも
老の友都にかゝれも希なきや有をしひしる
山陰にうしあれより返し
浦のしぬ中の契りに立帰りおほしき
ゑもましかハ

山陰になくさむ程の友とかり、こゝやこ忘きん
ん有しぬや、其後都にのぼらんとて、田舎の墓
にまゐりければ
又ともん常の原とも形まれてこれなくおひの
末にのれしお三条のおとゞ所は門大臣にへし
なつるとてよゝなれば
別きても又亀まさ浦形もあらはす三年ふ夜の
花際の袖有とければ有とて終に卯月にて
庶山ちまて店ぐしおひしなひき六十ハ三川もや
あまりなつる所形にて
黒のこゝのあのぬ事なし今は身のおはり私きぬ

祈のひとかりそ

夏衣をしき所の門をしてもちゐの上手

こゝ祈をそ在く

夜御にさゝへつゝともかむ有よ諸にまさる

異際の袖所なともを後まで渋縁のちに付り

とそ八月十日先帝の十あまり七日の法佛事

般舟院にて行はせ給ふ公卿殿上人つとひ来れり

釈王達もまゐらせ給へり所々の僧あまたられて

いとうそきまゐるあるに史達をもしめつぎしに持

持さけてめぐりまゐ三条の入道大臣も詣はひ

車どもとりもちてつゝまりまゐ此御

幸ひ先帝の法影のあり常るが其上手御製

あり其詞ことの集中

里のよもひこゝの折ひのこゝろはあつまを所と

うけ給ひ此文字をかしらせ給ふ入道三十首

家つゝまりまゐ其をしめ中

けりなしや昔も御し秋をとゝ思ふに餘る

袖の夕露次にも長きことをとゝめ付る上八内

にて此法車乃有さ面をるに思ひ住しをはひ

つゝいと物衣に祈させ給へり

法の所をんの中につとめなん有りこゝ

まさならはとも

元ましかれは法の莚年なれは道の記なりも
本と計なる事や今年はかやうにて堂つ又其に
うれしかぬ朔日の小野拝年は関白殿さなり有て年
なれば三条の實香の大臣上首にて事行ひなへ
内の一の事はいとさく法りうちもしなひて今は犯
王にておはしまれば法具所にては賢房北法安いはし
き法なしぬめしうどしかれ人もあまた法ふ其なへと
法子なとはまさうまれなれば人もなき法不となり
なし内の二乃事は新典侍乃はしなり法親王にて
法寛年おはしまれ三の事は一の事の記とれ法後
にて社ちの事とそ申侍る四の事は堂侍そうに

なりしへる五の事は二の事の記とれ法後になんとりく
にあまありしき法さ向ともを上は何もなく方なく
出しとしし召れき所事遅も如何なるをそうにせ
くせさをなへは法まへにくもつうしまれ事なる法の法
うへは人にに家召れまる法なくにしませなる
月の流お所し雲井の身を志まハ人のくまや
人に見ゆし辞又の年は比元の山に中堂の法堂
侍り室界の義極ようでなへは君遅も志さひ来望
なる所比都の中もてに所き法多なりけれは結縁の
為めとて所せるつどひとり あやしの志所山所乃
女子ども法へ法不そうぞくなる打むまてるらうがしき

を皆隔しせるゝ親王達后の事なりとて大殿にお
はしまれ里なる法志門らひに墨際乃法綱度を
あくいと物出しきる事なるに小なくなるまび亀乃
法衣なりて其をおとり行けて おもしまれ法さ母
ともを見なるへとさく涙の元母なけなり一の事を
いとく法位の事阿弟を所法方の女房達なりを
時おちえるおもひなりんかし

○池乃藤屑巻第十二

○後京良院

百六代乃帝を御諱知仁と申奉る法母女御も准后
なりとゆへ侍り大永六年四月法位に即をなす法家
三十日一所もやあちしを隔へる世を見しをなりんに
もうしつゝかゝる法往に おもしまし陳に法方も御
もせなひ法容もめでたくて先帝の法ありさ母に
おさくおもしせなまれ情ふかうおもしませを法ふる
女房達なども先乃御代にあつしをまうでなるなく
そつりのまゝ里なる宮御を近衛の大臣世の事をて
おはしまれ万里小路の賢房の御女を一乃女御にて

あり果て公の御徳をも施ひなし御武家のせいまる
をも守ぬれぬ所しのこなれどあまり御き法政を
ながとこそせなまもんやうなくすゞしき民の愁ひを救
ませなる面うもなきをそいとく思ひ給ひ
つゝいかゞもして世の治まりしんすをとのこ思ひ給ひて
常に法行ひとも有常にも所法を又こゝ加へて所に
にも常乃は使は法のさゞけ拘さ面しに思ひ給ひ
社にまた冥祿のまゝしめのおゝ強ひ山に寺にの僧達ハ
いこしき法を行ひたり京中を所はいとなにに今年も
嘗て次の年をいやましに世中ひしうなり行
つゝ冥印殿も殿仕の表なりて津の国の方にあり

なひしが其所にも住ゐまれば後年を掘ニ移ひ
向まへり正月中関ありたる年雪の降常る日内に讀て
なりなる三条入道
初妻のくハる名のこ世にぬりて花まち遠の
本に乃望ゝ形はかへし内の上
望に常さ花を思へと初妻のくハる色を
枝にこもまる事はしきのなりてまゝ誘へりつゝ
時に雪の降常るに朝はきのつもりけるをこて
資宣の件より入道に望へたる
さりともと常さまさ白しに梢をも花まり此乃
四方の志し望入道にへし

さかえ世にぬるかひ何しとハかりに花ないそのぬ
春のこゝろ望は此法徳大寺の實通の大納言ぞ越
中の国にありなひしにつきて所なる長どもなづきやへ
て大将軍になしなりしかバいとしき物ひに成王ひて
物うかりし都のてゐりも忘しきなるやうなり京
に住侍ぬる殿上人などは志るひ無るもあまたゐる
り小の方若遊などは都にありなひ帝の御ハ湯の使ふ
人ばかりけるをすへなるを打とは大納言いとこゝろ
苦しうおぼひて忍びて家に返へやせましと御し
よきと為ハやまき道中もあらはしき所にいづくもそうら
かはしきなどなきまうしろめるくて様々志しし称ん

しきしなへとのミいひおこせなしなとかや又の年此睦
月中は世院とかれくなりせなへ望七十に前もやゝ何
ましせなひし先帝かくれ内せなひしこ能ふ
法行ひをのミせさせなへ望明しかなる道にこそおも
むかせなまめといと為うとし三条の入道所なるを
きく為まひて

花もしき春のなかなの日数さへ日めの筆なる
けふの名所を四月中は故義植に大政所を譲せ
なへ望其まゝに京にて失なましかバ先この為也し
まゝいとゝく者べきる成事れど田舎にいましられと
内にも所に通させなひしに室卑よりせちに奏し

にるによりてなんこゝろひ所ゆゑ付りとて秋の比三条
の實季のおとゞを太政大臣に成まひ西實季の實
宣の大納言を内の大臣とも付る此大臣を正親卑
乃實宣の大臣の姫女に給ひて公朝實源とて法
子もおとしけれど給ふく此弁絶ひにりなを九
条殿ありなひし後を二條の尹房の大臣再び
罪ゆるなりなつ事所は代ゆも又は信濃のことしつき
なども人もなくて過つるに次の年大内令義隆
とて前義興が子なる母の周防の国を治めて勢ひを
いとしかりきれなこゝろひ所は料をなりけるより
二月廿六日ニハ日ニ行ハせすつ事其水名得ては廣橋の前

秀の中納言を勅使にて周防につかはさせすひ義隆
を大宰の大貳になさせすに義隆をいとうかしこ
陶りけへて法使の中納言をもんことにもてなし
なりつゝ送り物ともいとはけなくこちらき内国を
ゆき所大内をそのことより勢ひ陶りにて從る兵
も多く家とて栄へ事ハ今の世にも多くいぬる
なく家の内きらくしうしうしうしうしうき調べる所を
都のおもかげを稱して所々の名をも都に有るを
手つゝいうめしき事をもあまる建て田舎とてつゝべく
もなきこゝまもひなり殊に義隆をあてなるんづかひ
をのこして武士のまゝをは從ズ若サだるおきてさせて

ゐまひて

山川も冬を祝に着籠て、ぎ川尾もこの利
うき物をなし、又附屬の所の遠山にかゝるを見るひて
詮里の神を祭ひて志くるしん、木の花の末乃
遠の村所つれしにおぼへるへ、ものこの春理手習ひに
古をなど言語ありて、竹を師とひといつる事を
植おきて亀かへぬ宮の呉竹やすなる面き世の
はるとしの海ん、霜いと深き暁方、起かなひて
里やいかゝ山ふつけ、名も霜の下に結ひとてくる
おのさむ事き

ぬのらぬ霜もや埋む冬草乃あるりも何らぬ

庭のさむ事き、又八年と申し、此一条の房通に大
納言、内大臣になりなへり、西宮なる乃實宮の大臣を起く
しぞうよ里、右の大臣にていまし、次のとしを表な
里ゝこも里おハ江ぬ里、所此都平を又事あり、室町
乃義晴を去年より八瀬の里に居なへていとゞこうかを
しきのこふて、今年も遂仕り、次の妻ハ齋司殿左衛
ゐ川里なひ、一條殿を右平、三條の公條左内大臣に
何うなる所きと三月平を、又かゝりて三條の公親の
大納言、内の大臣に成ひてり、年此末平を周防の義
隆も三位し仕る、大蔵を、りとのまゝとぞきこへし、八
瀬なる義晴を坂本に移里なし、近江の兵なる宮親

条の時良の大将ぞ内大臣になりまへ里此大将は
尹房の法右衛門なりき冥道殿は此法ならず様土佐
にゆきかよひておいしまほ法界の房各とゆへしぞ
土佐の家をつがせまゐる二條の尹房の大臣も京を
おもひて侍後ふたりまひしが後には周防の義隆
がもとにうつ所ひまへ里かう申むことなき人さく
都は侍佐りにあくがれ事おまへ事ときはひ如に
出たり人多し三条の公頼の大臣持明院の基規乃
中納言良光の中将釈世此外の殿上人楽人がと
もこれ周防にてれ里飛鳥井雅隠は越後におい
しきるが時に都は通ひまゐ治泉の高和の大納言は

駿河国におもむきまへ里四位五位非参議花人ちかく
らぬ末が末の人も高は伊勢の方又は貴徳尾張三
河などあらはれ所ちりつゝかたるく都にあれる
人にはいふよしなく侍しまゐ事なり内にはかく
人にの出所を法論しけるそもいとんがそくさしは
ふまとそ見ゆへ所せまもんやうもなくて法綱いと
くのをおぼしらはまゐ一年小の国にてりまひし
徳大寺の大納言はおしく武士だちにかとしける小
よりらうしきるすこそなりつ里中こん安くて
至しまひ帯るがさほうに同舎人ともの中にこん思ひ
なくもくつけきるのをなりけれど此法にはかに年

ありて討ぎ申ひき京より志たひおもしつる殿
上人なども云なあへなきてるなりとぞ申へ侍る所大
納言の法子公雄の大臣と申して其人我の通言の大臣
乃法子なりけるを大納言もやう覚ひ申つるなり今は
内の大臣ぞうりまゝぞいましき又西の国なる義孫とい
無るものを頼に上りたるに三条の公條の大臣につき
て故義院にもよしの例にまのせて大政大臣の位を
猶しせ申もんるを内に奏し申けれども申しいせ申る
聞くもあしぞとて云やうにゆきませ申て義朝も胸
あくさ面まゝいたりよろこびのひぬ義孫をうちに
もさ面ぐの物なりて又国に帰り侍り次の事一条

殿の御君を兼参とて大納言なりしも内大臣とぞき
こへし此所坂本にいましける義朝の法子義家を
十二に成まへる御世の史人の家にかゝりぬ世させ
申に引入なども定頼といつる武士をつかへ申
きて内へも奏して将軍をも譲りてんと義朝望
申へぞやうに消息宣下にて使を廣橋大納言兼秀
まいりまゝ義朝をも右大将になさせ申てかしてにハ
人をいこじうよろこびのひて大納言にも祿ども心
ことにしなし申り又の年を敵都に坂東なりやし
て義朝も義家も北白河の城に籠りまゝ法ぎと
凄ぎうるくや首にん城をも焼て又坂本におそ

八月ばかり周陽なる義隆をせめたまひ そむきそいし
こしうなやましゆへなれば京よりたりたひし
二條の大臣を公（オフヤケ）ごとをうけてせいしなべてむくつけ
き戒もなれば少入なるべうもなくつゐふ義隆も
自害しき失ぬ二條の大殿は始めなり旧所おはし
ましつる上達部殿上人もこの乱きに失られなつ里
基規の中納言と親世はとりたかしらおろしてあ
がれ出つゝ都にしりなつ里いとあまりしきけれ
けりし京にも二条殿其外の家にまた少なさして
いこしう鎮まあひつゝ急なるまおほくなん所に
の世を近き生にを更にもいとし東を陸奥より

これは西を薩摩大隅などいふ里南の海の
まゝ三戦路の末ゝ敵にしも何ぬ国にまで年
三代領じたる武士けり汚れどおほやけより頼ハせ
ゐるまゝ何しにおのゝ志て折従くつゝんまゝの世
をふるまひたるを更に昔の美頼などいつる命ぐび
まをあらば公（オフヤケ）をさくかし二国里言ふまゝ私に
兵を起しきを隣の国を元人とのこまかりなど
しき戦ひとしいの限りなりおそろしきなる事
をつゐのことぐさになしつきぬおほやけに仕ふまつ
る人をいとしもしく今を都の所も昔のおもひけ
なくなりまゝるいとあまりしき事なりき又の年